

# 令和3・4年度 江田島市建設工事競争入札参加資格審査の 窓口における申請手続の概要

江田島市総務部財政課

## 1 資格審査

江田島市及び江田島市企業局が、令和3・4年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査（以下、「資格審査」という。）を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を、原則として電子により申請するものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。

なお、利用者登録番号、電子入札用のICカードをお持ちの方及び県外業者（主たる営業所を県外に有する者）は、電子申請を行ってください。

## 2 資格審査申請書等の提出先及び提出期間

申請者の区分	提出先・受付場所	提出期間・受付時間
県内業者 (主たる営業所を 県内に有する者)	〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 江田島市総務部財政課 (受付場所：江田島市役所本庁3階)	令和3年1月12日(火)から 令和3年1月29日(金)まで 〔 9:00~12:00 〕 〔 13:00~17:00 〕 (市の休日を除く。)

※ 主たる営業所とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち、建設業許可申請書別紙二（1）又は別紙二（2）に主たる営業所として記載したものをいいます。

※ 提出期間・提出先を間違えないよう、十分に注意してください。

※ 窓口申請は、郵送（**必着**）又は内容を説明できる方が資格審査申請書等を持参してください。

※ 受付期間を過ぎると受け付けることはできません。期間中に必ず申請してください。又、資格審査申請書等の到着確認についてのお問い合わせは、ご遠慮いただき、必要に応じて、配達状況の確認できる発送手段により、送付してください。

## 3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- ウ 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり。）を受けていない者
- エ ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者
- オ 資格審査の申請を行うときに、江田島市税の滞納がある者
- カ 資格審査の申請を行うときに、広島県税の滞納がある者
- キ 資格審査の申請を行うときに、国税（消費税及び地方消費税）の滞納がある者
- ク 経営事項審査の申請又は資格審査の申請において、重要な事実について虚偽の申告をし、又は重要な

事実について申告を行わなかった者

ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は江田島市及び広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。

ケ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の資格審査の申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の資格審査の申請を行っていない者

コ 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

- a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

競争入札等に係る指名除外要綱により、江田島市の指名除外の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

※ 上記ア～コの内容を十分に確認し、申請業種及び内容をよく確認した上で申請してください。

#### 4 必要な経営事項審査の総合評価値通知書

資格審査申請書等の提出期間	必要な経営事項審査の総合評価値通知書
(県内業者) 令和3年1月12日(火)から 平成3年1月29日(金)まで	平成31年4月2日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの。 ※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。（以下同じ）

- ・経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・合併時、譲渡時及び分割時（以下「合併時等」という。）の経審など、特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

※3 新型コロナウイルス感染症に係る特例

建設業法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとなりました。当該取扱いにより、平成30年10月29日直後の事業年度終了の日以降の直近の総合評価値通知書を提出する場合は、提出時にその旨を申し出てください。

《特例措置に関しては》

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000693.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000693.html)

### 5 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和3年度及び令和4年度において再び入札参加資格の認定を受けることが出来ません。また、令和5年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和5年5月31日まで有効です。ただし、この資格は有効期間以降においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

### 6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	資格審査申請書等	申請者	注意事項
		県内業者	
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【様式第1号】	○	
2	委任先に関する調書【様式第2号】	○	・江田島市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。主たる営業所（＝本店）以外に営業所がない場合は、「01」から「13」までを空白で提出してください。
3	補足事項調書（窓口申請用）	○	・申請しようとする業種について、この表の「1」、「2」及び「5」から、必要事項を入力し、紙で出力し、 <u>かつ、CDにデータを保存して提出してください。</u>
4	建設業許可申請書の写し	△	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直前に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し。
5	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	・広島県知事許可業者が窓口申請を行う場合に限り、広島県知事が受理済みである経営事項審査の総合評定値請求書（別紙一、別紙二及び別紙三を含む。）の写し及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しも可。
6	江田島市の市税について滞納がないことを江田島市長が証した書面（写しも可）	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・江田島市内に営業所等がないなどのため、江田島市に税金を納める必要のない場合には必要ありません。
7	広島県の県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面（写しも可）	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に税金を納める必要のない場合には必要ありません ・県税のページ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html</a> ・県税及び地方法人特別税について滞納がない旨の納税証明書を取得してください。
8	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2及びその3の3のい	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時

	<p>いずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し</p>		<p>交付されます。（他の税務署では発行されません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。</li> <li>・納税証明書についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。</li> </ul> <p>国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）  <a href="http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a>          を参照してください。</p>
9	<p>委任状【様式第3号】（代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面〔写し不可〕）</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任先がない場合は、提出不要です。</li> </ul>
10	<p>建設業労働災害防止協会加入証明書の写し</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入している者のみ提出してください。</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> </ul>
11	<p>エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県内の建設業法上の営業所等が、認証・登録している者のみ提出してください。</li> <li>・経営事項審査の総合評価値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。</li> </ul>
12	<p>ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出してください。</li> <li>・経営事項審査の総合評価値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。</li> </ul>
13	<p>一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。</li> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、H30.4.1～R2.3.31</li> </ul>
14	<p>建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面の写し（建築CPD運営会議様式3-3の写し）</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。</li> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、H30.4.1～R2.3.31</li> </ul>
15	<p>建築CPD実績証明書内訳書【様式第4号】</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「14」（建築CPD運営会議が証する書面の写し）の書類を提出する場合のみ提出。</li> </ul>
16	<p>造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。</li> <li>・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。</li> <li>・前年度及び前々年度…令和2年11月に申請する場合、H30.4.1～R2.3.31</li> </ul>
17	<p>障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。</li> </ul>

江田島市/令和3・4年度 窓口における申請用

	法定雇用率 2.2%以上であること の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状 況を確認できる書類（障害者手帳 等）の写し		
18	広島県公共土木施設災害支援制度に おける広島県公共土木施設災害支援 団体認定証又は広島県公共土木施設 災害支援制度に係る支援団体登録証 明の写し（登録分野が「情報収集活 動」のものに限る）	△	・認定を受けている者のみ提出。
19	消防団協力事業所表示制度認定証明 書の写し	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」によ り、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してくださ い。
20	協力雇用主登録証明書の写し	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保 護観察所（TEL082-221-4496）が発行した証明書を提出してくだ さい。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不 可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼 付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛
21	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力 事業所登録を証する書面の写し	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議 （TEL082-511-0110）にお問い合わせください。
22	一般社団法人日本造園建設業協会の 実施する街路樹剪定士資格制度にお ける街路樹剪定士の登録認定証の写 し	△	・造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術 者を有する者のみ提出してください。
23	誓約書【様式第5号】	○	
24	使用印鑑届（写し不可）【様式第6 号】	△	・実印に代えて、入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及 び受領のために使用する印鑑を届出したい者のみ、提出して ください。
25	印鑑証明書（写しも可）	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・会社・法人にあつては、会社・法人登記を管轄する法務局で発 行されたもの、又は個人にあつては、住所地の市区町村長が発 行したものを提出してください。
26	商業・法人登記簿謄本、登記事項証 明書（代表者事項証明書を含む）又 は身分証明書（写しも可）	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・登記事項証明書については、商業・法人登記情報交換システ ムにより、最寄りの登記所から他の登記所管轄の会社・法人 のものを取得することもできます。なお、コンピュータで管 理されていない登記簿の謄本・抄本については、会社等の本 店又は支店の所在地を管轄する登記所 （ <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_inde x.html</a> ）でのみ取得することができます。 ・身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の 通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないこ とを証明したもので、申請者の本籍地を管轄する各市区町村 役場戸籍係等において、発行しています。

27	受付票送付用封筒	△	・受付が完了したことを確認したい場合、提出してください。 ・長形3号の封筒に申請者名と住所を記入し、84円切手を貼付してください。
28	認定通知書送付用封筒	○	・長形3号の封筒に申請者名と住所を記入し、84円切手を貼付してください。

(○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

(注意点)

注 「17 障害者の雇用状況」について

雇用義務の有無	要件	提出書類 (市に提出)
・障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者 (以下「障害者」という。) を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令 (昭和35年政令第292号) 第9条に規定する障害者雇用率 (2.2%) を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和51年労働省令第38号) 第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書 (事業主控) の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類 (①・②が両方必要。ともに写しで可。) ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

7 提出方法及び注意事項等

- (1) 提出部数  
資格審査申請書等1部
- (2) 提出方法  
郵送 (必着) 又は内容を説明できる方が受付場所に持参してください。
- (3) 注意事項
  - ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事実について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。
  - イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、様式第1号 (その2) 「B」に記入する申請事務担当者が保管してください。
  - ウ 提出書類の中で写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
  - エ 提出書類については、6の「提出書類一覧表」の順番 (27及び28を除く) に「ヒモとじ」してください。
  - オ 申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。(受付中に電話での確認等を行いますと、多くの方に迷惑がかかります。御協力ください。)
  - カ 入札参加資格申請の申請書類はお返ししません。申請時には十分注意してください。

8 入札参加資格審査申請書及び申請の手引きの入手方法

申請書及び申請の手引きは、「江田島市の入札・契約情報ホームページ」から、入手してください。

- 江田島市の入札・契約情報ホームページ  
<https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/>

※「入札参加資格審査（変更届）など」>「建設工事」の欄にあります。

## 9 個人情報の保護

提出された個人情報は、資格審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。